

外国人材活躍推進に向けた特区提案・要望・メッセージについて

資料8

○外国人材の活用検討チームの取組概要

[P1/4]

1-1)主旨

昨年度の夏季セミナー(8月に開催された夏季セミナーにおいて、九州一体となって外国人材の活用に取り組むことの必要性が確認され、下記検討チームを設置した。

I 国家戦略特区への提案、II 国に対する要望、III九州の取組に関する推進メッセージに分けて議論し、整理できた取組から実行。

なお、九州地域戦略会議(5月24日開催)にて、II、IIIを九州地域戦略会議として要望・発信することを決議のうえ、6月9日には国(関係府省等)に要望書を手交した。

1-2)チーム構成

経済界	
龍造寺 健介	本多機工(株)
中山 弘志	(株)中山鉄工所
隈 扶三郎	(株)西部技研
大浦 敬子	(医社)大浦会
鈴木 清己	(株)スズキ
(一社)九州経済連合会	

大学等	
横山 研治	立命館アジア太平洋大学
都築 明寿香	日本経済大学
渡邊 公一郎	九州大学
松浦 倫	別府溝部学園

事務局
(一社)九州経済連合会
大分県

自治体(県・政令市)	
福岡県	佐賀県
長崎県	熊本県
大分県	宮崎県
鹿児島県	沖縄県
山口県	福岡市
北九州市	熊本市

1-3)スケジュール

H28.10.25
・第30回九州地域戦略会議にて報告

H28.11.30
・第1回チーム(会合)

H29.2.22
・第2回チーム(会合)

H29.3.24
I 国家戦略特区に提案
(一部後日提案)

H29.5.24
第31回九州地域戦略会議にて、要望等を決議

H29.6.9
II 規制緩和・取組に関する要望書の国への手交

H29.7
III 九州の取組に関する推進メッセージの発信

解散

I 外国人留学生など外国人材活躍推進のための特区提案

[P2/4]

1) 就業等に関する特区提案(九州各県等と共同提案)

①外国人留学生の資格外活動（いわゆるアルバイト）時間延長

留学生の資格外活動は、原則1週につき28時間（4時間×7日間）以内とされている。

在籍する教育機関が学業に支障が生じないと認める週末については、学則で定める長期休業期間と同様、1日8時間以内まで認めることで、1週あたりの資格外活動時間を36時間以内に延長する。

②外国人留学生の資格外活動（有給インターンシップ）拡大

1週について28時間を超える有給就業体験を行うことが認められる留学生は、卒業に必要な単位を9割修得した大学4年生等に限定されている。

1週について28時間を超える就業体験を行うことが認められる留学生を、卒業に必要な単位の8割以上を修得した大学3年生等に拡大する。

③在留資格更新に係る資格活動（国際業務等）業務量の緩和

在留資格の更新に当たり、前年の資格業務量が在留資格申請時の見込みを下回ると、今後の見込みを勘案されず更新が困難である。

セーフティネット5号指定業種の中小企業に雇用されている外国人については、資格業務量が申請時見込みを下回っても更新を認める。

①・②=九州7県、熊本市、③=九州山口8県、熊本市

2) 起業支援に関する特区提案(大分県、熊本県が先行提案)

【現状】 起業に必要な在留資格「経営・管理」取得には、500万円以上の資金又は2名以上の常勤職員の確保等が必要

①【取得要件の6ヶ月間猶予】

- ・県の事業プラン確認書を有する者について、500万円以上の資金調達等の要件を6ヶ月間猶予
※福岡市の特区では「新たに上陸する外国人」のみ猶予対象だが、留学生にまで拡大

②【資金要件の緩和】

- ・確認書を有する者が、県が指定するインキュベーション施設に入居する場合は、要件について「300万円以上」に緩和

II 外国人材活躍推進に関する国に対する要望

[P3/4]

要望事項 * 特区提案と同じ

1. 外国人留学生の就労に関する要望

- 中小企業の就労資格申請書類を大企業並みに簡素化すること
- わかりやすい手引き・記入例の作成など、就労資格申請にかかる運用の明確化を図ること
- キャリアパスを明確にした一部の幹部候補生には、多様な業務経験を可能とする在留資格業務を承認すること

3. 外国人留学生の起業に関する要望

- 起業に関する要件(要件確認期間・資金要件)を緩和すること*
- 起業をバックアップする大学等への支援を委託事業などにより推進すること
- 起業に関する英語による申請手続きを可能にすること

2. 外国人留学生の資格外活動(アルバイト、有給インターンシップ)に関する要望

- 資格外活動時間(いわゆるアルバイト)を36時間/週に拡大すること*
- 資格外活動時間を超えた有給インターンシップを、来年度末で修業年度を終える者で、卒業に必要な単位の8割以上修得した学部3年生等にも適用すること*
- 海外(大学)からのインターンシップ受入れモデル事業を拡充すること

4. 特定職種(介護、家事代行)に関する要望

- 介護人材の外国人受入れ要件を緩和すること
- 家事代行に関する特区認可制度を全国展開すること

要望書の手交結果

6月9日に、片山さつき 自民党政調会長代理、萩生田 光一 内閣官房副長官、山本 幸三 内閣府特命担当大臣(地方創生、規制改革)、堀内 詔子 厚生労働大臣政務官、義家 弘介 文部科学副大臣、世耕 弘成 経済産業大臣、金田 勝年 法務大臣(以上訪問順)に要望書を麻生 泰九州地域戦略会議共同議長(九州経済連合会 会長)から手交した。

【金田 法務大臣の言及】

2. 資格外活動(いわゆるアルバイト)の拡大

5月10日に自民党においてまとめた「一億総活躍社会の構築に向けた提言」の中で、「マイナンバー制度を活用して外国人留学生の資格外活動の管理強化を図るほか(体制確立後は時間制限の緩和についても検討すべき)…」と言及している。

したがって、まずは**管理体制の整備が先決**。

2. 資格外活動(有給インターンシップ)の対象拡大

具体的な事例をみてからの検討となる。

3. 起業に関する要件緩和

(300万円以上への資金要件緩和、資金調達要件について6ヶ月の確認猶予期間)
前向きに検討するよう入国管理局に指示している。



Ⅲ 九州で取り組もう！外国人材活躍推進メッセージ

[P4/4]

メッセージにおける取組推進事項

1. 共通(企業・大学等・自治体)メッセージ

- マatchingサイト「Work in Kyushu」を活用した留学生の就職検討に必要な企業情報発信
- 外国人材の定着を促すキャッチコピーの作成・浸透
- 外国人材就業後の定着に向けた労務管理上の課題解決体制の充実
- 学業とアルバイトを両立するための適切な労務管理・指導
- 企業・大学等のインターンシップに関する実施体制の整備
- 企業・専攻に応じたインターンシッププログラムの開発
- 長期インターンシップを組み込んだカリキュラムの整備
- 外国人留学生の生活支援
- 外国人留学生の起業支援
- 外国人材起業後のフォローアップ
- 介護人材の確保

2. 企業へのメッセージ

- 就職先として選ばれる地場中小企業の魅力づくり
- 外国人就業者のキャリアパスを可視化できる制度の整備・サポート

3. 自治体へのメッセージ

- 中小企業の外国人採用に必要な就労資格の申請手続き書類作成の具体的支援
- 就労資格の申請手続きに関する自治体による運用基準の情報共有
- 外国語指導助手や国際交流員の任期満了後の活用推進